滋賀、昭48不３・４、昭49.３.22

命　　令　　書

申 立 人　近江高等学校職員組合

申 立 人　X

被申立人　学校法人　近江育英会

主　　文

被申立人は、昭和48年３月30日付けのXに対する再任拒否の通告を取消し、原職に復帰させるとともに、昭和48年４月１日以降、原職に復帰するまでの間に、同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わねばならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　被申立人学校法人近江育英会（以下「育英会」という。）は、肩書地に近江高等学校（以下「学校」という。）を経営する学校法人であり、本件申立て当時の教職員は44名で、理事は、理事長B_1（以下「理事長」という。）および校長B_2（以下「校長」という。）を含め６名である。

⑵　申立人近江高等学校職員組合（以下「組合」という。）は、学校の校長を除く教職員で組織する労働組合であり、本件申立て当時の組合員は44名である。

⑶　申立人X（以下「X」という。）は公立高等学校退職後、昭和46年４月１日から１年の期限付契約で、育英会に学校の常勤講師として採用され、昭和47年４月１日に再

任されて、昭和 48 年３月 31 日まで勤務していた。

２　Ｘの勤務内容等について

⑴　学校の教育は、正教員と常勤講師および非常勤講師から構成され、そのうち常勤講師とは１年の期限付契約で雇用され、毎年、契約が更新されて、正教員に準じて勤務するものをいう。

⑵　常勤講師は、昭和 47 年度には、Ｘを含めて６名おり、公立高等学校退職者が大半であったため、その年令構成は高く、Ｘより年長者が３名いた。

⑶(ｱ)　Ｘの勤務内容は、昭和 47 年度、週 18 時間の授業担当のほか、ホームルーム担当やバスケット部の顧問などで正教員と変ることがなく、早く出勤して電話番をしたり、放課後校内清掃したりすることもあった。

(ｲ)　また、勤怠状況も育英会に採用されて以来、早退が数回あるだけで遅刻はなく、欠勤も病気による３、４日だけであった。

(ｳ)　Ｘは、育英会に採用されて以来、前記組合の組合員であるが、役員になったこともなく、活発な組合活動もしなかった。

３　Ｘの再任拒否について

⑴　昭和 47 年９月 23 日、教諭A_1（以下「A_1」という。）が足を骨折し、10 月 22 日まで有給休暇をとって学校を休んだ。この間、校長は、臨時講師を雇って、A_1の授業を代行させた。10 月 25 日、校長は、A_1の賃金から臨時講師の手当の一部として 5,760 円を控除した。

⑵　組合は、この控除の取消について、同日および 11 月８日に、校長と団体交渉し、さらに 12 月４日組合員全員で交渉をしたが、校長の回答は要領を得なかった。

同日、交渉の後、組合は組合大会を開催し、この問題について論議した。この中でＸは、「理事長は、近江絹糸の重役にもなった人で、非常に有能な人ときいている。労働基準法にも違反しているこの賃金カットは、理事長の本意ではないと思うので、組合長の方から真意をうかがってもらえないか。」旨のことをいった。当時の組合長A_2は、「理事長の人柄もあり、現在の組合の力では交渉できない。」旨答えたところ、Ｘ

は「執行部が、理事長と交渉するのが難しいというのなら、私一人でも理事長に会って話してみる。」旨のことを発言した。（これらＸの発言を以下「Ｘ発言」という。）

⑶　校長は、Ｘ発言を耳にし、後日大阪に事務所を有する理事長に伝えたところ、理事長は、すでに、このことについて知っており、「ああいうことをあまり話させてはいけない。」という趣旨のことをいった。

⑷　校長は、12 月 12 日夜、Ｘに電話をかけ、「君は義俠心がある。勇気がある。僕の方針に反対するのか。大阪から叱られた。」旨のことをいった。Ｘは、校長が酔っているらしいので、翌日、昨夜のことを尋ねると、校長は、「ここへ来て２年目なのに生意気なことをいうな。理事長から勝手なことを言わしているといわれ、えらい目にあった。」旨のことをいって、Ｘを叱った。

⑸　Ｘは、昭和 48 年３月 27 日夜、校長から電話で来年度の再任は難しいといわれ、３月 30 日には、校長名の文書で「諸般の事情により、再任の手続きをご容赦願いたい。」旨の通知を受け取った。

⑹　常勤講師のうちで、従来、１年の期限付雇用契約のゆえをもって、継続任用されなかった者は、自己退職したＣ（以下「Ｃ」という。）を除きいなかった。

第２　判断および法律上の根拠

１⑴　申立人らは、①まず、過去に１年契約の故をもって本人の意思に反して退職させられた常勤講師は、１名もいないのであるから、Ｘも本来なら問題なく再任されたはずであって、契約期間満了に際し再任されなかったにすぎないということのみの理由で、不当労働行為が成立しないということはできず、②次に、Ｘの勤務内容や年令等いずれの点からみても、Ｘには再任を拒否される理由はないのであるから、結局、本件再任拒否は、組合大会におけるＸ発言を、学校運営にくちばしを入れるものと受けとめ、これを嫌悪した理事長が校長に命じてなした不当労働行為であると主張する。

⑵　被申立人は、①まず、Ｘとの期限付雇用契約が昭和 48 年３月 31 日をもって満了したため、次年度の再任をしなかったにすぎず、それも校長の独断にもとづくもので、理事長は、次年度継続任用すべき常勤講師中にＸの氏名の存しない稟議書を形式的に

決裁したにすぎないと主張し、①次に、本件再任拒否は、校長が、Ｘと生徒との間に過度のいさかいがあり、また、若い先生を望む生徒の声もあったので、Ｘの年令や健康を考慮し、生徒に対する指導不適格と判断してなしたものであるとして、その正当性を主張し、③さらに、仮りに本件再任拒否が不当であるとしても、Ｘが組合役員になったこともなく、従来、活発な組合活動をしたこともなかったこと、理事長は、Ｘ発言を正当であると評価していたこと、12 月４日のいわゆる組合大会は、教職員間の話合いにすぎず、組合大会というべき性質のものでなかったこと、従来、理事長や校長が、組合を嫌悪したような事実は全くなかったことなどに鑑みれば、本件再任拒否とＸ発言との間には何ら、因果関係はなく、したがって、不当労働行為の成立する余地はないと主張し、④なお、組合は、使用者の利益代表者を構成員とする法外組合であって、不当労働行為救済申立ての当事者適格を欠くものであると主張する。

よって以下判断する。

2　育英会とＸとの期限付雇用契約が昭和 48 年３月 31 日をもって満了したことは前記認定のとおりであるが、①Ｘが昭和 47 年４月１日、問題なく再任されていること。②従来から１年契約の常勤講師であることを理由として、次年度再任されなかったのは、自己退職したＣを除き、本件のＸのみであったこと、③および、昭和 48 年３月 30 日付けの校長から、Ｘにあてた文書において、再任の手続を容赦願いたいと表現していることなども、また前記認定のとおりであるから、これらを勘案すると、Ｘに対する被申立人の本件処置は、単に契約期間の満了による雇用関係の終了という消極的なものではなく、積極的な理由にもとづくものと認めねばならない。

3　次に、Ｘの再任拒否理由について考えるに、前記認定のとおり、Ｘより年長の常勤講師が３名おり、Ｘの勤務内容は正教員のそれとほとんど変らないが、健康状態も病気のため３、４日休んだにすぎないというほど良好であったので、若い先生を望む生徒の声があったとしても、年令や健康は問題とならないし、またＸと生徒との間のいさかいについては､疎明がないのでＸの生徒に対する指導が不適格であったとは認めがたいから、被申立人の主張には合理性がないといわねばならない。

4　以上のとおり、被申立人の主張には、合理性が認められず、他方、X発言について、理事長が校長に「ああいうことを、あまり話させてはいけない。」旨述べ、これを聞いた校長が２度にわたってXを叱責していることは、前記認定のとおりであり、校長も、本件審問において、X発言を伝えてから、理事長のXに対する心証が悪くなったと感じたので、本件再任拒否を決定する際、そのような理事長の意思を多少は加味したと証言しているなど、再任拒否の経緯を勘案すれば、結局、本件再任拒否は、X発言を嫌悪してなされた不利益取扱いであると断定せざるをえない。しかも、その発言は、組合員の労働条件の維持をはかることを目的とした、正当な組合活動としての発言であったと認められるから、本件再任拒否は、正当な組合活動を理由とする不利益扱いであり、労働組合法第７条第１号に該当する不当労働行為であるといわねばならない。

5　なお、被申立人の主張するとおり、従来、理事長や校長が、組合を嫌悪したような事実はなかったとしても、X発言が教職員間の話合いの場でなされたとしても、また、Xが役員になったこともなく、従来活発な組合活動をしたこともなかったとしても、本件不当労働行為の成立を妨げるものでなく、さらに校長の独断によって、本件再任拒否がなされたものであるとしても、校長は学校管理者の地位にあり、しかも、前記認定のとおり、育英会の理事であったのであるから、その責任は、被申立人において負うべきである。

6　さらに被申立人は、組合が法外組合であることを理由として、その当事者適格を争うが、当委員会は、組合から提出された証拠および組合の実体を審査した結果、昭和 49 年３月 22 日第 554 回公益委員会議において、組合が労働組合法第２条および第５条第２項の規定に適合することを決定したので、この点に関する被申立人の主張は容認できない。

以上の事実認定および判断にもとづき、当委員会は、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 49 年３月 22 日

滋賀県地方労働委員会

会長　玉　置　　保